

平成23年第14回教育委員会定例会

開会年月日 平成23年7月25日(月)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 天沼英雄
同 委員 安藤睦美
同 委員 外松和子
同 教育長 河口浩

議 題

1 議案

- (1) 議案第49号 練馬区立スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書 〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書 〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第11号 中学歴史教科書採択に関する陳情書 〔継続審議〕
- (5) 平成23年陳情第12号 公正で開かれた教科書採択を求める陳情書 〔継続審議〕
- (6) 平成23年陳情第13号 区の中学校教科書採択についての陳情 〔継続審議〕
- (7) 平成23年陳情第14号 練馬区立中学校の教科書採択についての陳情書 〔継続審議〕
- (8) 平成23年陳情第15号 教科書採択についての陳情書 〔継続審議〕
- (9) 平成23年陳情第16号 練馬区教科書採択に関する陳情書
- (10) 平成23年陳情第17号 練馬区における教科書採択についての陳情書

3 協議

- (1) 区立幼稚園の適正配置について 〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

子ども関連施策および文化芸術、生涯学習、スポーツ振興施策に関する組織の改正について
(素案)

平成22年度特別支援学級の設置等について
練馬区における不登校調査結果の概要について
教育相談室および適応指導教室の状況について

練馬区立スポーツ施設等の指定管理者の選定について
(仮称) スポーツ祭東京2013練馬区実行委員会の設立について
その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
夏休みにおける福島県塙町児童への支援事業について
旧光が丘第二小学校の跡地活用に関する説明会の開催について
その他

開 会 午後 1時30分
閉 会 午後 4時00分

会議に出席した者の職・氏名

生涯学習部長	中 村 哲 明
学校教育部庶務課長	岩 田 高 幸
同 新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同 学務課長	古 橋 千重子
同 施設給食課長	山 根 由美子
同 教育指導課長	吉 村 潔
同 総合教育センター所長	杉 本 圭 司
生涯学習部生涯学習課長	小 金 井 靖
同 スポーツ振興課長	齋 藤 新 一
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ

会議に欠席した者の職・氏名

学校教育部長	阿 形 繁 穂
--------	---------

傍聴者 11名

委員長

それでは、ただいまから、平成23年第14回教育委員会定例会を開催する。
本日は、傍聴の方が8名見えている。

教育長

本日、学校教育部長におきましては、中学校生徒海外派遣の引率のため欠席をさせて
いただいている。よろしく願います。

委員長

では、案件に入る前に、7月22日に行った第4回臨時会で、中学校教科書採択の日程
について決定したので、確認させていただく。

教育委員会では、第4回臨時会で、中学校教科書協議会からの答申を受けたので、その会議でお諮りしたとおり、8月8日の第15回定例会で中学校教科書の採択を行いたいと思う。よろしく願います。

また、本日の案件についてだが、告示では陳情9件としていたが、教科書採択に関する陳情が告示後にあったので、陳情を1件追加する。

では、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、議案1件、陳情10件、協議1件、教育長報告7件である。

(1) 議案第49号 練馬区立スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

委員長

初めに議案である。議案第49号 練馬区立スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則。では、この議案について、報告も関連すると思うので、あわせて説明をお願いします。

スポーツ振興課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見・ご質問をお願いします。

天沼委員

今回の指定管理者であるが、16施設すべてを例えば1者に願うということになるのか。

スポーツ振興課長

今回の指定管理者の導入については、こちら資料5の2枚目に記載しているとおり、グループに分けているところである。こちらの16施設、このグループ4グループをすべて同一の事業者ということは考えていない。一定の制限をかけた上で指定管理者のほうの選定を行ってまいりたいと考えている。

外松委員

質問ではないが、スポーツ施設というのは、本当に区民の皆さんがご自分自身の心身の健康とか生きがいとかコミュニケーションの場として、日常的に活用している施設であるので、そのニーズをしっかりと受けとめて、誠実に仕事をしてくれる管理者が選定されるということを希望する。

スポーツ振興課長

委員のご提案のとおり、忠実に業務を執行するような事業者を選定してまいりたいと考えている。

天沼委員

それと関連して、本区で採用した指定管理者の中で、事前にほかのところではちょっと問題が起きたというところもあったように記憶している。そういうことがあった場合、そやはり選定の際の1つの目安とかということになるのか。

スポーツ振興課長

いわゆるグループ企業であるとか、あるいは事業者となる当該の事業者の問題があったということになれば、当然のごとく選定の中で、その対処方法も踏まえて評価の一部となっていくものと考えている。

委員長

よいか。質問はないか。では、ここでまとめたいと思う。議案第49号については承認でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第49号については「承認」とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕

委員長

次に、陳情案件である。平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について、この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら、審査を進めることにしている。したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成19年陳情第4号は「継続」とする。

- (2) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書〔継続審議〕
(3) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書、また、その次の陳情案件、平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書、この2件の陳情案件については、大震災を契機とした災害対策について、練馬区全体として対応中と聞いている。したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成23年陳情第3号、第4号は、いずれも「継続」とする。

(4) 平成23年陳情第11号 中学歴史教科書採択に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第11号 中学歴史教科書採択に関する陳情書、この陳情案件については、本日、結論を出したいと考えている。では、各委員のご意見を伺う。

天沼委員

まず、要旨のほうである。「多くの教科書が書かなかった部分をよく精査し」云々とある。また、説明の中にも、「果たして学習指導要領に完全に準拠したかどうかは、各社比較検討して差異を調べる必要がある」とある。

こういった教科書の内容については、既に学習指導要領に準拠したものかどうかを調べるということについては、文部科学省のほうで審査をした検定教科書ということであるので、この仕事はもう既に教科書調査官のほうでなさっているということで、私たちがこの場でその内容が書かれてしかるべきかどうかというようなことを、精査するということはできないことだというふうに考えるので、この陳情については、不採択が望ましいのではないかと思う。

以上である。

安藤委員

天沼委員がおっしゃるとおりだと思う。また、それにつけ加えて、最後のところに特定の教科書会社を指定して採択とするようにというふうになっているので、特定の教科書会社が挙げられていることから、この陳情書は不採択としたいと思う。

外松委員

同じようになるかと思うが、特に、説明の最後の2行で特定の教科書を指して陳情採択をというふうに書かれている。特定の教科書を採択するよというよな要望に関しては、私どもは適正かつ公正に教科書の採択を行う立場であるので、この陳情は受け入れがたいと考えている。

教育長

そうである。特定の教科書がはっきり名指しで取り上げられているということである。また、内容を見ると、学習指導要領の根幹をなす史実の記述がないというようなことで、根幹をなす史実の例示として幾つか例示されているという中身を見ると、やはり陳情者の思いは思いとして、これは私個人としては受けとめるが、教育委員会としてこの陳情を採択するというにはやはりならないというふうに言わざるを得ない。私としては不採択でお願いしたいと思う。

委員長

それでは、私も今、皆さんのおっしゃっていただいた内容と同じ理由から、やはり不採択というふうに考えている。ここでまとめたいと思う。

この陳情については、これまでの各委員のご意見から不採択としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成23年陳情第11号は「不採択」とする。

(5) 平成23年陳情第12号 公正で開かれた教科書採択を求める陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第12号 公正で開かれた教科書採択を求める陳情書、この陳情案件についても、本日、結論を出したいと考えている。

では、各項目があるが、陳情の趣旨などすべて含めて各委員よりご意見を伺う。

天沼委員

1番目。教育現場の意向を最大限に尊重することとあるが、それについての趣旨説明というところで、まず、その文中に教科書は特殊な教材であるということが書かれているが、特殊ではなくて主たる教材というふうに私は考えているので、まず、ここの文言がちょっと違うのかなということ。

その趣旨説明の中で、ILOユネスコの教育の地位に関する勧告が参考資料に載せられているが、これがちょっと訳された方がどういうふうに訳すかによって違うかとは思いますが、例えば条文の文章の順序を入れかえたり、言葉を少し変えるなどして強調していたりして、参考資料を不適切に利用している面があるのかなという部分がある。

そういったところで、ちょっとまず、1番だけについてであるが、陳情内容はわかるが、趣旨説明まで含めて考えると、少し不適切な部分があるのかなということ、これはちょっと受け入れがたいと思った。1番である。

2番目であるが、十分な数の見本を各学校に十分な期間、置かれるようにということだが、やはり冊数が限られているということもあるので、実質的に難しいのではないかとということで、ご要望はわかるが、陳情の趣旨通りにはできないという部分がある。これもそのとおり受け入れがたいと考えている。

続いて3番だが、採択の際に無記名投票とか挙手とか、それから傍聴席には希望者数分を全部確保するようにということだが、実際行っているのは無記名投票や挙手ではなく、委員が採択理由を述べながら採択会議において決めてきているということであるので、そういう練馬区の教育委員会の規則に従って行っている、そのとおりにはならないということと。

また、希望者数分を確保ということも、会場も適切な静謐な環境の中で採択を行うということから難しいのではないかとということで、3番についても難しいと思う。

それから、4番、これはちょっと誤解があるかと思う。公開は9月以降とせず、最後の文章の中で、直ちにすべて公開するようにということなのだが、これは他区のことをおっしゃっているのではないかと思う。他区では8月下旬の場合もあるそうだが、練馬区の場合は採択後すぐに行っているということを伺っているので、これは誤解からの陳情かなと考えるので、これは、不採択というか採択と言うか、陳情者の誤解ということが原点にあるのではないかと思う。

そういう意味で、練馬区ではすべて情報を直ちに開示しているということであるので、これはもう既に陳情されるまでもなく行っていると答えたいと思う。

以上、1番から4番までまとめてさせていただいた。

委員長

ほかの方はいかがか。同じようなご意見をお持ちかと思う。

外松委員

大体は、今、天沼委員がおっしゃったので、特に傍聴者全員というのは本当にそういう気持ちはわかるが、やはり練馬区役所の中の建物の許容量というがあるので、これはご理解いただきたいと思う。すぐその後公開しているので、その辺で勘弁していただきたいと思う。

あと1番に関して、本当に現場の先生の意見を大切にというのは、その思いはすごくよくわかるが、多分今までのことからだと思うが、平成2年3月に文部科学省から教科書採択のあり方の改善ということで通達が出されている。そこには、教職員の投票によって教科書採択が決定されると、採択権者の責任が不明確になることのないよう手続の適正化を図ることとある。

そういう経緯から、このような形になってきているが、現場の先生のご意見、そしてまた、保護者の方のご意見なども研究会、調査会等で大いに参考にさせていただくような本区のあり方であるので、この辺の心配は要らないと考える。

教育長

委員さんの意見に尽きるかと思うが、教員の方々の参加については、当然今も外松委

員がおっしゃったように、各校研究会でも、教科書協議会でも参加いただいて調査研究をお願いしているわけである。仕組みとしてやっているわけである、練馬区としては、ただ、やはり、この陳情内容では、最大限にそれを尊重しろと、教員の意見を最大限尊重しろというのは、やはりちょっと我々としては総合的な観点から教科書採択をするという立場からは受け入れがたいかなということで考えている。

それから、3項目目の傍聴の希望者数を確保してほしいということについて、お気持ちはよくわかるが、一方で、やはり審議環境を整えていくというのは非常に重要なことであるので、その観点からはご要望にはお答えできないかなと考えているので、全体として私もこれは不採択にせざるを得ないと思う。

以上である。

委員長

私も教科書を採択するにあたっては、現場の子供たちがこの教科書を使ったときになんかという視点、それから、教える側の教師がどういうふうに使えかなという視点は大変大事な視点であると思いながら、教科書を採択していきたいと考えている。

そのことについては、本区の場合には各校研究会からの報告、それから、それを受けての、また教科書協議会の答申等があるので、しっかりとそれに目を通しながら、その背後にあるものもどういうことかなということを考えながら、採択していきたいと思っている。

ただ、この言葉の最大限というところが、十分に活用する、十分にそこをくみ上げるという気持ちはあるが、この陳情の文言はちょっとこのとおりではないかなと思うので、私もほかのところについては、各委員がおっしゃっていた理由と同じように不採択かなと考えている。では、まとめたいと思うが、よいか。

では、この陳情については、皆様のご意見から不採択としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成23年陳情第12号については「不採択」とする。

(6) 平成23年陳情第13号 区の中学校教科書採択についての陳情〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第13号 区の中学校教科書採択についての陳情、この陳情案件についても、本日、結論を出したいと考えている。

教育長

この陳情については、署名人数の追加があったので報告する。83名の追加があった。合計で101名である。

委員長

ということである。各項目あるが、陳情の理由などもすべて含めて、各委員より、ご意見を伺いたいと思う。

安藤委員

陳情者がおっしゃるとおり、歴史の教科書については史実に基づいた内容のもので学ぶことというのは大変大切なことだと思う。しかし、ほかの陳情の不採択理由にもあったように、特定の問題を取り上げて、それを考慮した教科書を採択するように求める陳情は、これまでもあったが、不採択になったと思う。

いろいろな側面から教科書を選んでいきたいという意味で、特定の1つの事柄を挙げてこれをということは避けたいと思う。

委員長

ほかの方、いかがですか。

天沼委員

まず、最初のほう、戦争の加害と被害、加担と抵抗の史実を載せた教科書を採択してほしいということだが、もちろん、二度と同じ誤りを繰り返さないということを史実から学ぶということは大変大切なことだと思う。しかし、戦争の加害と被害、加担と抵抗の史実という、戦争についての記述の観点に絞り込んだような形での採択というのは難しいのではないかと思う。

もちろん、加害者、被害者の立場というのではなくて、歴史上の出来事として戦争を学ぶということは当然必要なことだと考えているので、観点をこれに絞り込むという点では採択できないのではないかと思う。

2番目は、従軍慰安婦の史実を載せた教科書を採択してほしいということだが、以前に新聞やマスコミなど、あるいは出版が盛んになされたことがあるが、現在、まだ十分に調べてはいないが、従軍慰安婦という言葉を使っている教科書はないということだそうであるが、そのような記述があるという教科書は既にあるというご指摘があったが、軍慰安所の史実を中学生がどういう形で学ぶのかという、発達段階にふさわしい学びがどういうふうに確保できるかということを考えると、やはり教科書検定のところの問題にかかわってくるのではないかと思うので、非常に難しい。このままの要求にお答えするのは大変難しいのではないかと思う。

こういう言葉自体も使われていないので、どのように授業の中で先生方が子供たちの発達段階にふさわしい学びを確保できるかということが問われるのではないかと思うので、こういう教科書を採択してほしいということについては、私はちょっと難しいと思う。

以上である。

外松委員

ただいまの天沼委員の後半の意見は私も本当に同感である。子供たちに歴史上起こったこと、そしてまた、日本が、特にこの陳情者がおっしゃっているように、アジアに対して行ってきたこと、それ等は本当に史実に基づいて、きちっと教えていかなければならないということはあるかと思う。

戦争が起きたら、やはり一番苦しむのは庶民であるし、本当に弱者の子供とかお年寄りとか、今、女性を弱者と言っているかどうか分からない時代にはなっているが、本当にそういう一般の庶民なのである。

ですから、日本はいろいろな経験を踏まえて、やはり二度と戦争を起こしてはいけないということとはきちっと教えていかなければならないと、私個人としては思っているが、先ほど天沼委員もおっしゃっていたように、やはり発達段階にふさわしい学び方を教師がいろいろな資料から選択して子供たちに教えていく、また、ともに学んでいくということになるのかなと思う。

ですので、今回この陳情者の気持ちはわかるが、こういう表現での採択というのはしかなる。

教育長

この間も、きょうまたいろいろと陳情を審査するわけだが、その中にも多々出てくる話なのだが、やはりそれぞれの陳情者の思いは思いとしてあると思う。それはいろいろと考え方があり、陳情そのことで思いを教育委員会に出したいという、陳情をお出しになること自体とやかく言う気持ちも全くないし、それは我々教育委員各人がやはり受けとめて、採択をすればいいのかと思うが、陳情という形は当然教育委員会としてこれを受けると受けないかという判断の問題がある。

やはり、特定の内容のみをもって採択基準としているわけではないので、再三申し上げているように、総合的な観点、いろいろな意見を参考にしながら、最終的にはこの教育委員会の権限と責任において採択をしていくという大きな理念があるわけである。

そういう観点からすると、このような内容の陳情については、採択をするということにはならないというふうに、私はあえて言わざるを得ないかなと思う。私もこの陳情については不採択でお願いしたいと考えている。

委員長

それでは、各委員のご意見を踏まえ、今、教育長が陳情という立場に立ってまとめていただいたと思うので、不採択としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成23年陳情第13号については「不採択」とする。

(7) 平成23年陳情第14号 練馬区立中学校の教科書採択についての陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第14号 練馬区立中学校の教科書採択についての陳情書。この陳情案件についても、本日、結論を出したいと考えている。では、各委員のご意見を伺う。

教育長

要旨については、一見ごもっともなことを申されているかなと思っているが、理由の中で改正趣旨のとらえ方が明確に記されている。とらえ方については、当然それぞれであるし、陳情者の思いについても異を唱えるつもりはないが、やはり陳情の理由を見ると、特定の観点、また内容の教科書を採択してほしいというご趣旨と受けとめざるを得ないかなと私としては考えている。

先ほど申したように、教科書の採択については、教育委員会がさまざまな意見や観点の中から、総合的によりよい教科書を選んでいく、採択していくということである以上、この陳情については、全体として不採択とせざるを得ないと考えている。

天沼委員

私も結論は同じなのだが、趣旨のほうは読ませていただくと、教育基本法や学習指導要領の改正に趣旨に最もふさわしい教科書を採択することとあるので、そのとおりなのだが、しかし、陳情の理由をちょっと読んでみると、教育基本法の改正のところで、これは第2条の教育の目標についての記載がその理由に挙がってきているが、「豊かな情操と道徳心を培う」、そこで括弧に区切ってあり、その次の「とともにすこやかな身体を養うこと」を省いている。そして、次に括弧にしまして、「伝統と文化の尊重」、また、再び「我が国の郷土を愛する態度の育成」となっている。

ところが、この最後の2つ、伝統と文化の尊重から態度の育成までは1つの文章である。第2条の第2項にあたる部分なのだが、これはもともとの文章は「伝統と文化を尊重し、我が国の郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度の育成」ということなのだが、これを2つに分け、しかも最後の「とともに他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する」を除いて「態度の育成」とある。

ということは、括弧をつけて強調しつつ、必要のないところを省いて強調するというふうな、部分的に取り上げ強調されているということから、次の教育基本法や学習指導要領の改正の趣旨というものを、この陳情者は恣意的に取り上げて陳情されていると解釈せざるを得ないのかなというふうに思う。

したがって、これはそのまま不採択が望ましいのではないかと考える。

委員長

ほかにいかがか。よいか。

では、ここでまとめたいと思う。この陳情については、これまでの各委員のご意見から不採択としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成23年陳情第14号は「不採択」とする。

(8) 平成23年陳情第15号 教科書採択についての陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第15号 教科書採択についての陳情書、この陳情案件についても、本日、結論を出したいと考えている。

では、各委員のご意見を伺う。

教育長

先ほども申し上げたように、陳情をお出しになる皆さん方のお気持ちは気持ちとして受けとめなくてはいけない、私ども陳情を受ける立場であるから、やはり特定の教科書を採択しるとか採択するなとかいうことについて、教育委員会として、この陳情書を採択するという形にはならないと私は思っている。

したがって、この陳情についても、明確にある教科書について採択をしないでもらいたいということをおっしゃっておられるので、これは内容のいかんにかかわらずと云っては大変失礼なのだが、この陳情について、もし結論を出すのであれば、私は不採択という以外に選択肢はない。

外松委員

教育長と同じになってしまうが、今回のこの陳情文の終わりのほうに、きちっとある特定の教科書の名前を書いて、それが採択されないように要請する次第だというようなことでまとめている。特定の教科書を採択しないようにとの要望に関しては、私どもは先ほども申し上げたが、適正かつ公正に採択を行わなければならない立場にあるので、この陳情に関しては、ちょっと私のほうも受け入れがたいと思う。

委員長

安藤委員も同じでよいか。

安藤委員

同じである。一定の教科書を対象としている点で、この陳情は不採択。

委員長

私も各委員のおっしゃることと全く同じ理由から不採択であろうと思う。

では、ここでまとめたいと思う。この陳情については、これまでの各委員のご意見から不採択としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成23年陳情第15号は「不採択」とする。

(9) 平成23年陳情第16号 練馬区教科書採択に関する陳情書

(10) 平成23年陳情第17号 練馬区における教科書採択についての陳情書

委員長

本日は、新たに2件の陳情が提出されている。平成23年陳情第16号 練馬区教科書採択に関する陳情書、平成23年陳情第17号 練馬区における教科書採択についての陳情書。この陳情について、事務局より願います。

事務局

陳情第16号および陳情第17号について読み上げさせていただきます。

陳情第16号 陳情第17号 読み上げ

陳情理由等についてはお目通しを願う。

以上である。

委員長

では、この2件の陳情についても、本日結論を出したいと思うが、よいか。

では、まず陳情第16号である。各項目があるが、陳情の理由などすべて含めて各委員より、ご意見を伺う。

天沼委員

まず、1つ目であるが、日本国憲法を正しく理解させることは全く当然のことで、すべての出版社の教科書が日本国憲法を取り扱っているので、改めて陳情して行くものではないと思うので、これはどちらとも言えないと申すか、陳情に従うまでもないということだと思う。1番である。

2番については、現場の教師と区民の意向を取り入れて、先ほどもあったが、学校の先生方が子供たちとどういう教科書がいいのかということが一番大切なことだが、学校の意向や区民の意向で採択していくというものではなくて、制度としては教科書協議会や各校研究会の答申を待って、それを参照しつつ採択会議が行われるということであるので、手続が若干違うのでこれは不採択だと思う。

3番だが、なぜ歴史を学ぶのかの意義づけが大事だということだが、まさにそのとおりで、学ぶ課題がちゃんと具体的であったりとか、時代区分の説明が充実していたりとか、学習のポイントが明確になされていたりとか、発達段階を十分考慮した教材配列がなされていると、いろいろな教科書ごとに工夫がなされている。このようにして歴史を

学ぶ意義づけということがなされているのではないかと思うので、これも改めて陳情されるような事柄ではないのではないかと思う。

4番、原子力の問題だが、これが原子力についてはやはり各社が扱っていて、陳情者がおっしゃるように、どここの会社のものはよろしい。どここの会社のものは望ましくないというようなことは採択会議ではできないので、特定の教科書を挙げて採択する、採択しないというふうな陳情にはくみできないということで、4番は不採択。

5番の男女共同参画の取り上げ方ということだが、これも特定の会社を批判した形になっているが、確かに戦前、戦後で世の中の女性観は変わってきている。女性自身の意識も変わってきている。したがって、それにふさわしい教科書を採択していくということは非常に大切なことだというふうに考えたいと思う。

しかし、この陳情者の言うように、2社を挙げて不採択にというふうにはまいらないので、不採択にせよというふうなことには賛成できないので、5番はこの陳情については不採択が望ましいと思う。

委員長

ほかの方はいかがか。

安藤委員

天沼委員にまとめていただいたかと思う。特に2番であるが、現場教師と区民の意向を取り入れて採択してほしいというところなのだが、今までさまざまな陳情があったように、本当にいろいろな意向というものがあるかなという気がする。先日、教職員と区民である保護者からなる中学校教科書協議会からの答申をいただいた。また、総合教育センター等で受け付けた意見や感想も、報告として私たちは受け取っている。

そのすべてを読み、参考にさせていただいた上で、私たちは採択に臨むようになっているので、意向を取り入れてというのとはちょっと違ってしまふ点で、陳情としては不採択とせざるを得ないかと思うが、参考にはさせていただくということをお伝えしたいと思う。

また、4番、5番についても、それまでの陳情と同じように特定の教科書会社が挙がっているという点で不採択となる。

以上である。

委員長

3番の1999年までしか載せていないということであるが、これはそういう事実なのか。

教育指導課長

私どもが調べたところでは、一番直近でも2003年までは年表の中にはどこの教科書もあるということで、それ以降まで載せている教科書もあるので、1999年までというのではないと思う。

委員長

ほかにいかがか。もうよいか。

それでは、この陳情についても、各委員からのご意見で不採択としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

平成23年陳情第16号は「不採択」とする。

次に、陳情第17号である。各項目があるが、陳情の理由などを含めて各委員より、ご意見を伺う。

安藤委員

今までの11号、15号、16号と同じ理由になってしまうが、一定の教科書会社名が挙がっているという点で、これは採択すべきではないというふうになっているので、陳情としては不採択になるかと思う。

多分、これで今回の教科書採択についての陳情というのは最後になるかと思うので、一言だけ言わせていただきたいと思う。今まで本当にさまざまなご意見やさまざまな陳情の中にあって、そのすべてに関して賛成とか反対とかというわけではないが、ご意見として本当に貴重な意見がたくさん盛り込まれていて、また、添付していただいた資料等の中にも、本当にいろいろな教科書を読んだだけでは気づかないような視点というか、考え等、いろいろなものが指摘されていて、本当に勉強になった。

1つ1つを取り上げてどうこうというわけではないが、本当に皆様の意見として考えた上で、真摯に来月の教科書採択にあたっていきたいと思う。

以上である。

天沼委員

まず、1番目の原子力の賛否についての公平な立場、それはそのとおりで、どの教科書も原子力の問題については取り上げている。もっともっと取り上げてほしいのかもしれないが、それは授業の中で先生方に工夫していただくという形で、それを期待していきたいと思う。

ただ、ここで、述べていらっしゃるように、特定の項目を挙げて、それで採択してほしいということは少し難しいのかなと思うので、ただ、すべて取り上げているということでお答えしていきたいと思う。

2番目のほうだが、国際社会に羽ばたいていく子供たちが、将来中国や韓国、朝鮮の人と信頼関係を築いていけるようにということで、お互いの国々が信頼関係を築いていくということはとてもよいことである。教科書を見ると、日本の教科書は陳情に挙がってくるほどひどくないと申すか、ここに挙げられている国の教科書よりは公平ではないかというふうに思う。

しかし、陳情理由の中に、社名を挙げてこれらの会社の教科書を使用しないようにと

か、使用するようという形での陳情は受け入れがたいと思うので、不採択が望ましいと思う。

以上である。

外松委員

この陳情の方の陳情項目の1番の原子力の賛否についてであるが、本当に今回の大震災であって、多分ほとんどの日本国民が改めてこの原子力ということをいろいろと身近に考えなくては行けないというのを突きつけられたのではないのかなと思う。

これに関しては、本当に時期が時期であるので、なかなか記載も難しいだろうし、あとまた、それをどうとらえるかということに関しては、それこそいろいろな物事を考えていく時期の中学生が、先生方とともにいろいろな資料を使ってどういうふうにとらえていくべきかということを学んでいく、そういうテーマではないのかなというふうと思う。

また、2番のことも、日本の都合のいい歴史のみを記述した教科書は採択しないでもいい。その趣旨はよくわかるが、先ほど天沼委員もおっしゃっていたように、教科書はそんなに偏った記述というのではない。教科書で学ぶ生徒たちは、本当に今後、人としてどのように生きていくのかということを経験、先生が提示して下さる資料でさまざま学んで、いろいろなものの方の見方や考え方を学んでいくのだと思う。

教科書の採択は、教育長も何回も発言されていらっしゃったが、外部からの圧力を受けずに、本当に適正かつ公正な立場で行わなくてはならないものである。したがって、特定のものを列記しているこの陳情は、心情としてはわからなくはないが、受け入れがたいというふうを考えている。

教育長

陳情項目の1項目目については、字面だけ見ると、確かに原子力の賛否についても公平な立場で、公平な立場ということでおっしゃるとおりだと思うが、理由のところを見ると、ある意味ではこの陳情者の方も意図とするところ、趣旨内容が出ているのかなと思う。

果たして課題を示すことがこの2社が全くないのかということ、必ずしもそうではないのではないかなという思いもするし、また改めて考えてみると、これから日本のエネルギー政策について、しっかりと責任を持つ記載がなされているかという観点も、一方では必要だと私は思っているので、それらを総合的に判断して原子力の問題については、教科書を選んでいきたいと思っている。

そういうことからすると、特定の2社について取り上げておられることに関しては、私としてはちょっととれないかなと思っている。また、歴史の問題についても、日本に都合のいい歴史のみを記述した教科書は採択しない。非常に漠然とした言い方で、ただ理由を見ると、ある意味では偏向性というか、ある2社の教科書について採択しないてもらいたいという意図が明らかであるので、それについては先ほど来、私が申し上げているとおりの観点から、陳情を採択することにはならない。私としては両方とも全体として不採択とせざるを得ないと思っている。

委員長

私も1番の原子力の賛否というところであるが、今回の教科書にはあまり多く触れられていないという課題が残っているというような記述が多いかと思うが、これからは、授業の中ではいろいろな資料を取り寄せながら、子供たちと教師と保護者もいろいろ巻き込みながら、勉強していく課題であろうかなと強く思っている。

この陳情に関しては、特にこここのところについて触れて採択するまでもないかなと思う。あとのところについても、今、ほかの方がおっしゃっていただいたような理由から、不採択でもいいかなと私は思っている。

天沼委員

要するに陳情項目1、2ともに、この2社の教科書を採択しないようにしてほしいということを、いろいろ理由を挙げておっしゃっているというのではないかと思うので、そういう意味では、偏った採択をせよと言っていると私たちは受けとめたいと思うので、それは受け入れがたいと考える。

委員長

今まとめていただいた。では、平成23年陳情第17号は、不採択とすることでよいか。

委員一同

よい。

委員長

平成23年陳情第17号は「不採択」とする。

(1) 区立幼稚園の適正配置について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。協議(1)区立幼稚園の適正配置について、この協議案件については、検討組織の検討結果などを受けて進めてまいりたいと考えている。本日は、継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、この協議案件については「継続」とする。

(1) 教育長報告

子ども関連施策および文化芸術、生涯学習、スポーツ振興施策に関する組織の改正について
(素案)

平成22年度特別支援学級の設置等について

練馬区における不登校調査結果の概要について

教育相談室および適応指導教室の状況について

練馬区立スポーツ施設等の指定管理者の選定について

(仮称)スポーツ祭東京2013練馬区実行委員会の設立について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

夏休みにおける福島県塙町児童への支援事業について

旧光が丘第二小学校の跡地活用に関する説明会の開催について

その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

本日は次第にあるように、子ども関連施策および文化芸術、生涯学習、スポーツ振興施策に関する組織の改正について(素案)から、ほか含めて7件の報告をさせていただく。なお、先ほど については報告済みであるので、よろしく願います。

委員長

それでは、報告の1番について願います。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

外松委員

本当に大変画期的なことだなというふうに、伺っていて思った。現状と課題から本当に何とか対応していかなければいけないということで、大きくこの組織を変えていって、子供にかかわることは教育委員会のほうでまとめてというような、そういうことなのかと、今お話を伺っていて思ったが、ちょっとなかなか言葉が難しくわからないことがあったので、特に5ページに組織改正のために、それはそうである。役所の中の組織が大きく変わるわけなので、いろいろな手続が必要なんだろうなというふうに、わからない人間はそういうふうに思うわけだが、そこで、委任という言葉と、再委任、補助執行とかいろいろ出てきているが、この5ページのところに大体、その辺を少し教えていただけるとありがたい。

安藤委員

あわせて、今の外松委員の質問にあわせて一緒にお答えいただきたい。似たようなことなので伺いたいが、6番の(1)のこの常時管理執行する事務にあたるには適さないことから、新たに教育長へ再委任となっている。例えばどんな事業があるかということを中心に挙げていただくとわかりやすいかなと思うので、願います。

庶務課長

この辺は役人でもなかなか難しいところがあって、うまく説明できるかどうかがあるが、委任というのは、区役所の中でいえば、区長なら区長の権限をそのまま別の人に移すというのが委任になる。委任されたほうの名前と責任でもってやるという形になる。ですから、委任すれば、もう権限がすべてその受任者のほうに移るとというのが委任である。

補助執行というのは、権限自体は区長なら区長に残っている。ただ、実際の事務作業というか仕事は、仕事の手足となってやるというのが補助執行というものである。

先ほど言った再委任であるが、区長から教育委員会、教育委員会のところに権限は移します。移したやつをさらにもう1回委任するというのが再委任ということになる。

わかりやすいかどうかあれなんだが、委任者、仮に区長が教育委員会に委任した場合には、区長の仕事であれば区長名で文書を発信するとか、区長名でいろいろと処理をするが、それが教育委員会に委任すると、区長はもうその仕事は全然できなくなり、教育委員会の名前と責任でやっていくという形になる。

さらにそれを教育長に再委任すれば、今度は教育長の名前と責任のもとでやっていくという形になる。

補助執行はあくまでも手足となってやっていくということで、今でも教育委員会の中で、私立学校に関することといったものについては、区長から補助執行でやるということになっており、その関係の事務については、区長名ですべてやっていくことになっているが、仕事自体、窓口での受付であるとか、対応であるとか、そういったものは教育委員会の仕事である。

それで、先ほどの具体的な例ということであるが、教育委員会から教育長に委任する部分での具体的な例ということであるが、逆にできないものといったほうが早いかな。教育委員会では、規則の制定権であるとか、教育機関の設置などは教育委員会の権限ということで決まっていて、これは教育長に委任することができないということで法律上定まっている。

ですから、それ以外については、基本的には教育委員会から教育長への委任というのは、制度的にはできる形になっている。

教育長

組織の改正とか組織を動かすという話はここまで普通やらない。というのは、区長の専権事項であるから、ある意味では内部の判断の問題なわけで、ただ、今回はお聞きになったように、これまでずっとやってきた教育委員会の学校教育の仕事と生涯学習の仕

事とあったわけだが、その生涯学習の仕事のうちの大部分を教育委員会から離して区長のほうに移して、一方で、今までずっと区長のほうでやっていた子育て支援の部分、あるいは青少年の育成の部分というものを教育委員会に持ってこようという大変大きな組織の改正なものであるから、これは1回、区民の皆様方にも意見を聞こうという仕組みになっている。そういうような大きなものである。

であるから、こういう形できょうは情報提供ということで教育委員会のほうにお出してさせていただいている。さっきも話があったように、これは実は、今私が申し上げた生涯学習部の大きな部分の仕事を区長部局に移したり、区長部局の仕事を教育委員会に持ってくるということについては、これは実は法律できちんと協議をしなくてはならない。要するに、区長と教育委員会とは協議しなくてはならないとなっているので、これは正式に協議依頼が来るので、その段階で改めてこれはこういう報告とかというのではなくて、審議事項として、議案として審議していただくなくてはならない場面が必ず近いうちに来ると思うので、その段階で改めて深く掘り下げて、ご審議いただければと思う。

いずれにしても、こういうような、本来、情報を提供させていただいたということで、そういうふうになると、やはり具体的に情報提供させていただく関係で、今申し上げた委任だとか補助執行だとか、再委任だとかということもあわせて申し上げざるを得ないということで、いささか面倒な話にはなっているが、今、課長から話があったように、委任というのは本当に権限もあわせて持っていかけてくださいと。権限もあわせてあるので、もらったほうはしっかりとその権限の責任においてやる。

補助執行は、手足というふうに言ったが、むしろ逆に、委任みたいに権限を移してしまうとちょっと不都合が生じるというのが、今具体例で言うが、中にはある。例えば区長が今までやっていたことを教育委員会がやる。でも、教育委員会がやることによって、かえって不都合が生じることについては、権限を区長に残したまま、仕事は教育委員会がやるという仕組みをつくる。今回、そういう必要があった。

そういう部分については、どういう手法が可能かという、法律上、それは補助執行というやり方でできるということだったものであるから、補助執行を採用した。ここにも例はあるが、例えば子ども手当等不服申し立てに関する事務処理の面からは、区長を処分権者とするのが適当であると判断されるものなどがある。これはどういうことかという、子ども手当を支給しようといったときに、これは1つの行政処分なのだが、それに不服申し立てが出てくるとする、もらった区民の方から。

そうすると、まず、もしこれ委任だと、今度は教育委員会が責任でやらなくてはならないわけだから、教育委員会がまず不服申し立ての受任者になるわけである。教育委員会が、この不服申し立てに対して、いや、行政の教育委員会が行った処分は正しいというふうにして区民の方に返す。すると、区民の方はそれを受けて、それでも不満だと。そうすると、私どもの上級審は都の教育委員会になってしまう。

子ども手当を都の教育委員会が審議できるかといったら、これはなかなか現実問題としてやったことも恐らくないし、かえって事務処理上、非常に不都合が生じるということで、むしろ区長に権限を残したまま仕事は教育委員会で行うが、区長の上級審が都知事である。都知事はしょっちゅう不服申し立ての受審をやっているの、そういうこと

で権限を区長に残したままのほうが望ましいものについては、あえて補助執行という手法を使って、委任ではなくて補助執行という手法を使って、権限は区長に残したまま教育委員会で仕事を行うという手法をとったということである。

それ以外については、ほとんど委任であるから、教育委員会に権限が来る。さて、教育委員会に権限が来たときに、では、教育委員会で子育ての関係、青少年の育成の問題を逐一全部ここで5人で決めていくのか、1つ1つの仕事を。これは、月2回の教育委員会でやっていくには時間的にも、また量的にも質的にも非常に大変なことになるので、そこで、子育ての関連であるとか、青少年の育成の問題については、一旦教育委員会は委任を受けるが、それをさらに教育長に再委任をして、教育長の判断で事務局職員がそれをやって、教育長が最終的な責任と権限を持って仕事をしていくということのほうが効率的だし、能率的なのではないかということで、この再委任という言葉をあえて使わせていただいたという流れである。

この辺については、改めてまた協議の中で、十分掘り下げてお話し合いができるかと思うので、とりあえずきょうのところは、区長部局のほうでこういうような組織改正を考えていて、情報として話をさせていただいたということでご理解をいただければと思っている。

天沼委員

組織改正の時期が24年4月1日となっているので、あまり時間もないということだが、その間に区民の方々にご意見を伺うということだが、この組織図だとちょっと私たちもわかりにくいので、もう少しわかりやすい組織図をお示してご意見をいただくようにしたほうがよいと思う。

それから、ほかにもいっぱいあるが、今回、大改正であるので、公民館が生涯学習センターに変わるということである。公民館と社会教育の中心的な役割を担ったところで、23区の中でも1カ所ぐらいだったかなと思うが、これがこういうふうになっていくということなので、生涯学習センターの構想もちゃんときちっと立てていただいて、お示しいただければと思っている。

以上である。

委員長

かねてより基本構想は随分前から出されていたかと思うのが、いよいよ実現するんだというふうに思った。構想と現実に行っていくことは大変な部分がこれからあるかと思うが、ぜひ子供の教育にとって、一体化すること、一元化することで、よりよい方向に行くことを望みたいと思う。

ちょっとまた逆に戻って申しわけないが、5ページのところの一番最後に教育委員会と区長との協議が必要であるという言葉と、それから、アの上の下から6行目の教育委員会の意見を聞かなければならないということとは、どんなふうに違うのか。ちょっと教えていただけたらと思う。

庶務課長

一応協議といっているのは、この辺は法律の規定でこういうことをやるときには教育委員会と区長との協議が必要だということで、実際には協議書のような形でのやりとりが協議になるかと思うが、議会のほうが教育委員会の意見を聞かなければいけないということで、今回、こういった議案が出ているが、教育委員会としてはどう考えるんだというようなところでの多分文書になるかと思うが、意見聴取の依頼が来て、それに対してこれについては、こうこうこういうことだということで、意見を付して出すというような形になるかと思う。

教育長

ちょっとややこしい話で申しわけないが、7ページをごらんいただきたい。7ページに参考として各法律が載っている。何番目かのところに地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがあって、そこに第24条の2とある。ここで、これは新たに加わった条文である。そこで、簡単にいうと、スポーツに関すること、文化に関することは、条例をつくることによって自治体の長が管理及び執行することができるという規定である。

要するに条例をつくってしまえば、教育委員会でやらなくても、地方公共団体の長がスポーツに関することや文化に関することができるという法律が新たに加わった。このときには、第2項を見ていただきたいと思うが、地方公共団体の議会はこの条例を議決するにあたっては、必ず教育委員会の意見を聞かなければならない。この条文に基づいてどうしても意見を聞かなければいけない。だから、いいか悪いか私どもが判断して、意見を言わなくてはいけません。そういう位置づけである。

今度は協議というのは、地方自治法の上に7ページの上に180条の2というのと、180条の7、180条の2というのは、区長の権限のものを教育委員会に移すことはできるということを言っている。180条の7というのは、教育委員会の仕事でも、区長に移すことができると言っている。同じ裏表な関係である。このときには、必ず協議をするというふうになっているので、そういうことに基づいて協議をする。先ほどから申し上げているように協議という言葉が出てくる。協議という言葉は自治法上の言葉である。

委員長

協議案件という形で出てくるということか。少しわかった。ありがとう。

教育長

ちょっと手続的なことなので、複雑で申しわけないが。

委員長

いずれにいたしても、実際にやってくれるのは大変な作業が待っているかと思うが、どうぞよろしくお願ひしたい。

この件については、以上でよいか。

では、その次にいきたいと思う。それでは、報告の2番についてお願ひする。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問はあるか。

外松委員

申しわけないが、基本的なことがよくわかっていないので、1ページの1番の表のところの一番左側で、平成26年度の目標で知的障害学級、これは何となくわかる。その下の情緒障害等通級指導学級というふうになっているが、これは実際にはどのような実態なのか。この通級指導と書いてあるのがちょっと気になる。

学務課長

上段に書いてある知的障害学級については、お子さんはその学校の生徒児童となり、その学校に籍を置いて、毎日こちらの学校に通うことになる。通級指導学級の場合は、そのほかに原籍校となる小学校、中学校があり、原則としては週に1回、そのお子さんの抱えている課題であるとか、問題を解決するために週1回だけ、この通級指導学級のある学校に通うということの理解である。

であるので、学校の籍はどちらにあるかということ、この情緒障害等通級指導学級に通っているお子さんの学籍は、もともとの指定校に残したままということになって、お子さんがそれぞれ月曜日から金曜日までの週5日で、この日はだれとだれとだれが通ってくるということで、基本的に少人数指導が中心で、そういった形で毎日それぞれ違うお子さんが通ってくる学級というふうに考えていただければ。

委員長

あと言葉の教室とか聞こえとか弱視とか、通級というのはほかにもある。

私、ちょっと質問させてほしい。今の表のところ、24年度、もう準備されていると思うのだが、開進第二小と大泉第三小学校に知的障害学級が設置されることになっているが、ここの学校を選んだ理由はということからだったのか。

学務課長

どのような考え方で特別支援学級を設置していくかということについては、校長会のブロックというのを1つの基本と考えており、そのブロックについては小学校でいいますとブロックが8つに分かれるので、そのブロックに2つずつ特別支援学級を設置していこうということで計画を進めており、その各ブロックの中で教室的にやはり特別支援学級を新たに設置するということになると、教室でいうと、隣接しているところで2.5教室分から3教室分は必要になるので、各学校の校舎の配置等から、その特別支援学級を設置することが可能かどうかということも重要な要素となるが、まずは、各ブロックで2つずつ設置するということでも足りないところはどこかということ。

あと、その中で、特別支援学級を新たに設置するだけの教室的な余裕があるかどうかということ。また、さらにいうと、それぞれの地域の指定校と違って、より広範囲な中からお子さんが通っていらっしゃるの、通学に便利なところであるとか、無理なく通えるところ、そういった要素を総合的に考慮して、決めさせていただいたということである。

委員長

ありがとう。ほかによいか。

安藤委員

質問です。2ページの3番だが、副籍制度による交流の実施人数と地域指定校数というところだが、例えばですけれども、石神井特別支援学校に通っている14人が下の9校の学校から来ているというような読み方でいいのか。

学務課長

基本的にはそういうことである。

安藤委員

ありがとう。

それともう一つ、学校巡回相談事業だが、今まで地元の小学校、中学校に行かせていただいた際に、こういう制度があるということをとて学校の先生方、心強く思っているということで、いい制度なんだなと思っている。

この学校巡回相談員というのは、練馬区の制度としてあるということで理解しているのか。もし、そうだとした場合、本当に先生方がとても支援に対して価値を感じているので、今後増やしていくとか、もっと交流させていくというような考えがあるのかどうかを教えてください。

学務課長

この学校巡回相談員というのは、練馬区の非常勤職員という位置づけになっているので、当然それぞれ巡回相談に回っている相談員は区の職員ということになる。

今、もう1点あったように、巡回相談員を非常に役立てていただいている各学校があるし、最初は小学校と中学校だけだったのを幼稚園にも広げたところがあり、こういった各学校の通常学級にいる配慮が必要なお子さんに対する事業というのは、今後も引き続き重要だと考えている。

ただ、非常勤職員ということで、当然人を増やすということは人件費の増ということにもなるので、引き続き巡回相談と、あとその上にさらに専門家チームということにより重層的な支援の体制というところも整えたところであるので、その専門家チームとの兼ね合いであるとか、そういったところを見ながら、今後この事業については検討していきたいと思う。

委員長

それでは、報告の3番についてお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ご質問、ご意見があれば、お願いします。

天沼委員

資料の4を見てわかるように、相談の件数も増えているし、不登校の実数も増えているということなので、何か大きなきっかけがあったのかなという気もするが、今、いろいろ対応というのは従来どおりの対応をしていくようなお話のように受けとめたが、ちょっとそれでは手ぬるいという言い方はないが、効果が上がるのかなという気もする。

特に中学校、一向に減少しないというか、相談にも行かないのが114名、学校内も学校外もあったということなので、もう少しその辺のところも考えた対応も必要かな。相談に行かない子どもたちがいるんだということなので、相談陣を擁したというだけではちょっと手ぬるいかなという感じがするのだが。

教育指導課長

確かになかなか難しい問題があって、その相談機関にかけていくというか、そういう働きかけを学校もやるのだが、なかなか本人、または本人の保護者がそういう相談機関に頑としてなかなか行かないといったケースも最近は増えてきている。

それでも、それを手をこまねいているわけにもいかないの、さまざまなやり方があるが、実は今年度はちょっとまだそこまでできていないが、来年度以降、少しスクールソーシャルワーカー、そういう福祉的な面から学校だけが不登校対策をすべてやっていくというのはなかなか難しい面もあるので、そういったことについても、今、教育センターのほうで検討しているといった状況がある。

以上である。

委員長

さっき聞き落としたが、教育センターの中に登校支援にかかわる担当員を決めたというお話だったが、そういうことか。

総合教育センター所長

今年度、今年の4月から登校支援担当の教育相談員を2名配置した。教職の経験がある者を一般教育相談員1名、それから、臨床心理士の資格を持っている者1名、2名で各学校を訪問している。

既にもう4月から学校訪問を開始して、昨年度いただいた登校支援シートをもとにして、その学校の不登校児はどのぐらいいるのか、また、個々にどのような対応をされて

いるのか、何か困っていることはないかという部分について、学校を訪問し、相談に乗っているところである。

今年度は中学校がこのような形で、昨年度は非常に不登校が増えたということもあるので、夏休み期間中までにほとんどの中学校を回る予定を今組んである。各中学校を訪問して相談に乗っているところである。

天沼委員

資料3のところのご説明の中で、女子が昨年度201名になった、今年度の特徴だということの中で、特定の学校でこれが見られたということだが、その特定の学校で起きている現象について、何か分析してわかっていることというか、何かあったら。

教育指導課長

校長先生と話をする中で、1つ聞いているのは、今までどちらかというところとちょっと非行傾向の顕著なお子さんが複数いた学校だったが、その学校の中で、学校全体の指導をしていく中で、落ち着いて授業、学習ができる雰囲気が出てきた。そういった中で、逆に、今までは学校に行き、あまりしっかりと勉強していなかったようなお子さんが、逆にそういう秩序が保たれたことによって、学校に行きにくくなってしまったといったような関係のお子さんもいたということは聞いている。

ただ、そういったお子さんについては、当然学校のほうは働きかけをして、学校に登校するように促して、来るようにはなっているが、逆にそういうお子さんたちの中で集団でどちらかというところとちょっと無気力というか、そういった状況に走ってしまったお子さんが複数いたというのが、今回多かった学校から報告されている事項である。

天沼委員

そういう学校は、例えば対策として、そういう子供に対して対応できるような指導教諭ではないが、カウンセラーだとか、何か配置をするとか、そういうことはないのか。

教育指導課長

練馬区としては、スクールカウンセラーを都の予算で全校配置しているが、練馬区としてはプラスして心のふれあい相談員を配置しているが、もう一つ、そういう不登校傾向のお子さんが多い学校に関しては、都のほうで不登校加配ということで正規の教員を1名プラスして配置をして、対応できるようにしている。

先ほど私が挙げた学校も、そういう加配の措置のある学校であって、そういった加配された先生も含めて、そういったお子さんの対応にあたっている。

外松委員

今のお話だと、本区には都からの不登校加配の教員というのが何名ぐらい現在いるのか。

教育指導課長

今年度は昨年度のことを受けて7名、7校配置している。

外松委員

関連して質問していいか。2番の表からだが、先ほど課長のほうからもご説明いただいて、どうしても中1が多くなるというのは、これはもう本区に限ったことではなくて全国的にそうであるということに対応されているのだが、中2がどうしても増えている。中学2年生がぐっと増えてきている。それは向上しても、そういう傾向がずっとあるわけなのだが、そのことを今までどのように認識されていて、それに対しての対応というのはどういうふうになされているのが現実なのか。

教育指導課長

義務教育9年間を考えたときに、子供の発達段階というのが、戦後はちょうど今の6年生と中1の間のぐらいのところには1つの区切りというか、大きな変化があったというところがあるが、今は1つは5年生ぐらいのところには発達段階上、思春期の芽生えのようなものがある、5年生になったぐらいのところでは1つ変化がある。

もう一つは、やはり14歳、これは昔からある発達段階の中でも、特に14歳という時期が非常に難しい時期で、特にこの夏を越えたあたりで子供たちの中に非常に気持ちの面での変化が起きるといわれている。

そういうことからすると、義務教育9年間を考えると、5年生あるいは中2というところに大きな変化があるので、これは本区の小中一貫連携教育の考え方もそういう面で5年生、それから中2、中3を1つのまとまりとして、学習や心の面で指導していく。5年生、6年生、それから中1、この3年間を1つのまとまりとして、学習面でも心の面でも指導していく。そういう単なる小学校と中学校の違いだけではなくて、今の子供たちの発達段階にあわせて指導していくということ、本区も心がけているということはある。

委員長

ほかにあるか。

まだまだ関心の高い部分であるかと思うが、よいか。

外松委員

7番の説明をすごくいろいろ詳しくいただいてありがとう。そうすると、お話があったように、不登校というのは、病気とかではなくて年間30日も学校に来ない生徒のことなわけだから、その子たちが少なくなるというのは、私たちの願いなのだが、こうやってだれにも相談を受けていない、多分親御さんもきっとどこにも相談に行っていないのかなとも考えるが、そういう生徒たち、そういう家庭がどのような状況下にいるのかというのは、なかなかそれはもう、すごく忙しい中学の先生方では状況把握は厳しいのかなと思うので、本当にさっきお話があったとおりに、これからは地域の福祉関係の部門の方と大いに連携をとって、そういう子たち、そういうご家庭、そういうところにも手を差し伸べていかなければいけないのかと、そんなふうに思った。

教育指導課長

実はちょっと7番の表の、これは先ほど申し上げたように、文部科学省の調査項目であるので、この中には入ってきていないが、例えば本区の家庭支援センター、これはこの項目に入ってきていないということなので、実際の数値として出てきていないが、本区は去年も虐待の件とかそういったことがあったので、それ以来、学校と家庭支援センターの連携をかなり密にしている、なかなか家庭の状況がわかりにくいといったお子さんについては、もうすでに10日というのを1つの基準にして家庭支援センターと連絡を取り合っていくということ、昨年の6月から徹底をしてきているところである。

安藤委員

確認である。登校支援シートをもとに登校支援担当教育相談員という方がいらっしゃるということだが、これは学校に対する相談ということで、子どもが相手ではないのか。

総合教育センター所長

今年度配置した登校支援担当教育相談員については学校の対応ということで、今年度はまだ直接保護者や児童生徒との対応をするということは想定していない。

委員長

それはいいか。もう一つ。

安藤委員

幾つか前の組織改正にも少し関係があるかもしれないが、今現状だと、本当に中学校3年生で、社会とのつながりということをフォローするシステムというのが途切れてしまうというような印象があるので、今度、来年度から組織改正が行われるということであるから、ぜひそのあたりも中学校卒業、義務教育を卒業した後も、社会とのつながりが途切れてしまうような青少年が生まれないようなシステムづくりをしていただきたいと思う。

その中でちょっと思ったのは、登校支援シートであったりとか、そういう相談を受けた際に、その後の追跡調査、ちょっと言葉は悪いかもしれないが、そういったようなことができるようなシステムづくりをしていただけたらいいのかなと、実際できるかどうかかわからないが。

以上である。

委員長

何か事務局のほうからあるか、そのことに対して。

教育指導課長

義務教育9年が終わった後ということである。また、組織が変わって、そういったことについて叶えられる状況があれば、当然検討していきたい。

教育長

補足すると、児童青少年部では青少年課という課がある。それを今、これは区の仕事ではなくて、むしろ国のほうでも大きな課題として持っているから、いわゆる引きこもりになってしまったり、あるいは働かない、そういうような若い人たちに対してどう手を差し伸べていくのか。また、心のケアも含めてどういうふうにしていくのかというのは、実はまさに青少年課の仕事になりつつある。

これについても、当然教育委員会に来るわけなので、今、安藤委員がおっしゃったようなことを含めて、赤ちゃんから青年期まで切れ目のない支援をしていくというのが、今後組織改正の大目標なものであるから、当然その辺については十分考えてやっていかなければいけないかなと思っている。

委員長

いろいろ深まった話になったが、ご意見ありがとうございます。
それでは、次に行ってもいいか。
それでは、報告の4番についてお願いします。

総合教育センター所長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお願いします。

外松委員

2ページの(3)に関連して、ちょっとお伺いしたいが、この通室状況と学校への復帰というのは、何か関連性があるのか。それとも、それぞれ1人1人の状況に応じてなので、あまり関係ないというふうに考えているのか。

総合教育センター所長

まず、不登校になって適応指導教室に通うときには、まず、日にち、週のうち1回もしくは2日というふうに始めて、まず、規則正しく決められた日に適応指導教室に来られるか。来た際には、心理士によるカウンセリングを行うということを最初に、だんだん体の状態等準備ができたなら、日数を増やし、また、今度は個別ではなくて集団活動にも参加をさせるというステップを踏むので、学校復帰に向けては何日通えるかということも関連はある。

ただ、先ほど(3)のdの欄にほとんど通室なしということで、入ったものの通えない児童生徒が多いというお話をしたが、実はこの中にはほぼ学校に通えているので、適応指導教室には来ていないという者も含まれているので、一概に、dほとんど通室なしにカウントした者がすべて状態が悪いかということ、そういうことではない。

そのような形で、引きこもっていた者がまず、心の安定を図って、次に集団活動が

できて、それで次に@また学校に戻したいという事で事業を進めているところである。

外松委員

ありがとう。なかなか複雑な問題に日々取り組んでいらして、本当にご苦労さまである。

委員長

ほかにはよいか。
それでは、報告の6番について願います。

スポーツ振興課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見やご質問があったら願います。
特にないか。では、その他の報告があるか。

庶務課長

私から2点。資料7であるが、教育委員会の後援名義使用の承認事業である。お手元に配付してある。7月の追加分と8月の実施事業の設定があるので、お目通しいただきたいと思う。

2点目、夏休みにおける福島県塙町の児童への支援事業ということの口頭報告である。危機管理室のほうで、平成7年に災害時における相互援助に関する協定を結んだ福島県の塙町であるが、震災の影響で夏に学校のプールが使えないといったことから、向こうの小学5、6年生を練馬区のほうに招待して、プール事業等を行うといった支援事業を危機管理室のほうで行って、教育委員会のほうではプールとか、セミナー等も含んでの協力をしているので、それに伴って報告をさせていただく。

実施予定が8月8日から12日までで2泊3日の行程を2回実施するというものである。1回目が8月8日から10日まで、2回目が10日から12日までということで、おのおの向こうの小学生5、6年生、引率者も含めて100名程度を予定していて、行程としては、練馬区セミナーハウスを宿泊場所として、区立の小学校、南町小学校と大泉小学校であるが、こちらのほうでプールに入っていたいて、また、地域の練馬区の小学生とも交流をするといった事業。

それから、としまえんでプールと乗り物に乗っていただくというような事業、それから最終日については、石神井公園のふるさと文化館の見学といったところで支援事業を行うこととしている。

経費については、参加児童、保護者、保険料以外は区のほうでもつという形で行うことにしている。

報告は以上である。

委員長

埴町とは、今までも区として交流活動が行われていたのか。

庶務課長

平成7年に災害時における相互援助に関する協定というのを結び、それから、いろいろと連携をとって、向こうのゆうゆうランドという温泉施設があるのだが、それを区のほうの指定保養所に指定して区民の方に利用していただくとか、このたびの災害で大きな被害はなかったが、風評被害ということでなかなか農産物が売れないということなので、区のアトリウムで埴町の農産物の即売会であるとか、そういった形での連携なり支援事業というものをこれまでしてきた。その一環ということである。

委員長

ありがとう。それでは、よいか。
その他の報告はあるか。

総合教育センター所長

旧光が丘第二小学校の跡地活用に関する説明会の開催について、口頭報告させていただく。旧光が丘第二小学校については、平成25年4月に（仮称）学校教育支援センター、防災カレッジ、介護人材育成研修センター、この3つの施設を設置する予定で準備を進めているが、このうち、介護人材育成研修センターを設置するためには、建築基準法に基づく所定の手続が必要とのことである。

そのため、施設管理課主催による説明会を8月31日水曜日の夜間と9月3日土曜日の午後に、近隣の方々を対象として説明会を行うので、ご報告させていただく。
報告は以上である。よろしく願います。

委員長

以上で第14回教育委員会定例会を終了する。